

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者に対して令和3年度の固定資産税の減免を行います

【概要】

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は2分の1とします。

＜減免対象＞

事業用家屋^{※1}及び設備等の償却資産に対する固定資産税(土地は対象ではありません。)

※1 事業用家屋とは、事業に供している建物で所得稅青色・白色申告決算書の収支内訳書「減価償却費」に計上されている建物をいいます。なお、併用住宅などで事業用に供しているが減価償却費に計上されていない場合、事業用に供されていることを証明する公的な書類が必要です。

(注) 収支内訳書の「減価償却費」以外の公的な証明書類が具体的に何を指すのかは、現在中小企業庁に問合せ中です。→申告書の「(別紙)特例資産一覧」に記載した家屋の平面図の写しに事業用区分を示した書類を添付してください。

【適用の要件】

・令和2年2月～10月の期間において、任意の連続する3か月間の事業収入^{※2}が、前年の同じ期間に比べて3割以上減少していること。

※2 事業収入には、給付金や補助金収入、事業外収益などの一時的収入は含みません。

(例) 下図のように任意の連続する3か月間の事業収入合計額が、前年同期比で3割以上減少した。

令和元年

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
----	----	----	----	----	----	----	----	-----

⇩ 3割以上減少

令和2年

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
----	----	----	----	----	----	----	----	-----

【減免率】

- ・事業収入の減少率が3割以上5割未満 → 2分の1
- ・事業収入の減少率が5割以上 → 全額

【中小企業・小規模事業者とは】

- ・資本金の額又は出資金が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人又は個人事業者は、従業員の数1,000人以下である

【適用手続】

・所定の申告書^{※3}に必要事項を記入し、次の書類を添付し「認定経営革新等支援機関等」から申告内容に誤りがないか確認をしていただき、確認印を受領したうえで役場総務課税務係へ提出してください。

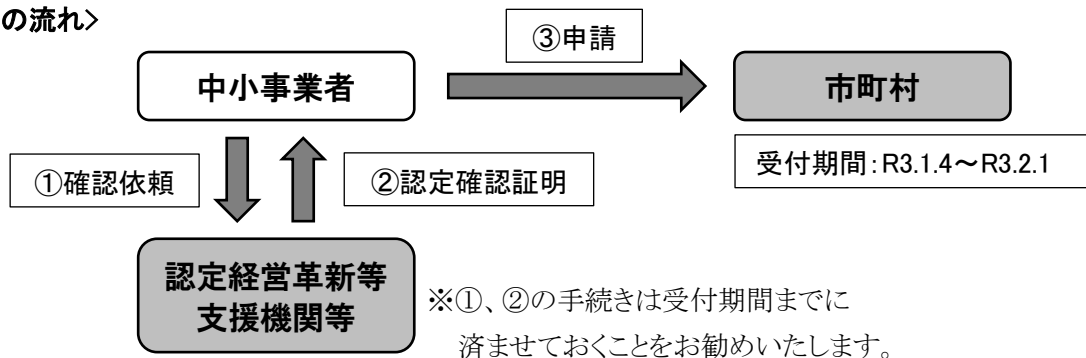
裏面へ

・受付期間 令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)

※3 所定の申告書は、村ホームページからダウンロードするか、役場総務課税務係及び村商工会事務局で入手してください。

- 添付書類**
- ・収入減を証明する書類⇒会計帳簿や青色申告決算書の写しなど
 - ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類⇒所得税青色・白色申告決算書の収支内訳書
 - ・**固定資産税の課税明細書(令和2年4月に納税通知書と一緒に送付しています。)**
 - ・償却資産申告書⇒毎年1月に提出している申告書
 - ・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類(猶予の場合、各月ごとに3か月以上猶予し、かつ一括払いでないこと。)

＜手続きの流れ＞



【認定経営革新等支援機関等とは】

- 1 認定経営革新等支援機関
 - ・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫、JA等)
- 2 認定経営革新等支援機関に準ずるもの
 - ・都道府県中小企業団体連合会
 - ・商工会議所
 - ・商工会
- 3 帳簿の記載事項を確認する能力があって、確認書の発行を希望する者
 - ・支援機関として認定されていない1と同義の機関
 - ・各地の青色申告会連合会
 - ・各地の青色申告会

【その他】

ご不明な点については、中小企業庁ホームページの新型コロナウイルス感染症関係情報コーナー(<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>)「固定資産税等の軽減措置に関するQ&A集」をご覧ください。役場税務係(85-3111)へお問合せください。

Q&Aでも疑問が解消されない場合は、「中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口」にお電話(0570-077322)でお問い合わせください。(受付時間:9:30～17:00(平日のみ))

役場総務課税務係
電話:0269-85-3111(内線217)